

随意契約（相手方指定）調書

件名	指定市町村事務受託法人 介護サービス照会等事務委託	5200050
工（納）期	令和6年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	推定総額 1,155,000円（消費税込み）	

契約相手方	公益財団法人東京都福祉保健財団 (法人番号：6011105005340)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	単価契約	

業者選定理由書

件名	指定市町村事務受託法人 介護サービス照会等事務委託
指定業者 (案)	名称 公益財団法人東京都福祉保健財団 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 代表者 理事長 真田 正義
指定理由	<p>本件は、区が実施している区内介護サービス事業所への運営指導の業務について、介護保険法の規定に基づき、書類等の点検・確認事務の一部を指定市町村事務受託法人に委託するものである。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 都知事から指定を受けた指定市町村事務受託法人については、平成21年度から指定を受けている上記業者に加え、令和4年度中に新たに1者が指定され、計2か所となったが、主管課にて事前に確認を行ったところ、新たに指定された者については、区の年間予定規模に対応するための人員体制を確保できないため、令和5年度契約の受託は困難とのことであった。そのため、本件業務を受託できるのは、現時点では上記法人のみである。</p> <p>上記法人は、荒川区の本委託を平成23年度から受託しており、その履行状況も良好であるため、今後も確実な履行が期待できる。</p> <p>また、都内の複数自治体における受託実績が豊富であることから、そのノウハウを活かし、区の意向に即した業務実施が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)